

令和2年4月13日

小・中学校 保護者 様

大津町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に伴う

小・中学校の臨時休業（休校）及び登校日の設定について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、感染症感染拡大防止を目的とした小・中学校の教育活動に対し御理解・御協力をいただきありがとうございます。

しかしながら、依然として感染者の増加傾向に歯止めがかからず、令和2年4月13日付けで熊本県教育委員会から休校措置について依頼があったところです。

大津町教育委員会としましても、児童生徒の安全確保を最重要課題とし、下記のとおり町内小・中学校を臨時休業（休校）とすることにいたしました。

なお、臨時休業（休校）に伴い、児童生徒の健康面、生活面、学習面等に関する確認を行うため、感染症予防対策を十分講じたうえで、各学校で登校日を設定します。

臨時休業（休校）の主旨を御理解いただくとともに、各家庭における感染症感染予防対策に引き続きご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業（休校）の期間

令和2年4月15日（水）～令和2年5月6日（水）

2 臨時休業（休校）期間の登校日について

各学校からお知らせいたします。

3 児童生徒の家庭学習等について

感染症予防対策を継続するとともに、生活リズムを整え、以下に示す家庭学習等に取り組むようお願いいたします。

- ① 各学校から配付される学習プリント等
- ② 自主学習（自学）
- ③ 「学習の手引き」を参考にした未履修内容の学習 等

4 臨時休業（休校）中の児童・生徒の受け入れについて

臨時休業に伴い、各学校で学童利用者以外の児童・生徒の受け入れを行います。

詳細は、「臨時休業に伴う児童・生徒の受け入れについて（通知）」にてお知らせします。ご確認ください。